

太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議の設置について

令和7年9月24日
資源エネルギー庁
環境省
令和7年10月29日
一部改正

1. 設置趣旨

再エネの導入拡大に当たっては、地域との共生が図られることが大前提である。

太陽光発電事業については、既存の法体系の中で、土地造成及び電気設備の安全性確保、生活環境及び自然環境・景観の保全、適正な土地利用の確保など、様々な公益との調整を行う各種関係法令の適用を受けており、これまでも、関係法令において、それぞれの状況に応じ必要な規制の適用や見直し等が行われている。また、再エネ導入の支援法である再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法においても、その支援を受けるに当たっての認定要件として、事前説明会の実施や関係法令の遵守を厳格に求めるなど、必要な事業規律強化を行っている。加えて、適正な再エネ発電事業の実施に対する地域の懸念に対応するため、各自治体においても、各地域の実情に応じ、地域と共生した形での再エネ導入を求める条例の制定が相次いでいる。

こうした取組を実施してきている中においても、昨今、FIT/FIP制度の支援によらない太陽光発電事業も含め、地域共生上の懸念が生じている事例が見られる。再エネの導入拡大を進める上でも、地域共生上の懸念に対して適切に対応していくことが求められている。

このため、太陽光発電事業における地域との共生をより一層確保するべく、新エネルギー政策を所管する資源エネルギー庁、環境政策を所管する環境省、そして、太陽光発電事業の実施に当たって様々な公益との調整を行う各種の関係法令を所管する関係省庁との間で、緊密な連携を図り、脱炭素政策に必要な対応を検討するため、「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2. 構成員

別紙のとおりとする。なお、今後、必要に応じ、構成員を追加する可能性がある。

3. 議事等

- 議事は非公開とする。原則オンラインで開催し、終了後、要旨を公開する。
- 連絡会議の事務は、関係行政機関の協力を得て、経済産業省及び環境省において処理する。

(別紙) 構成員一覧

総務省

地域力創造グループ地域政策課長

文部科学省

文化庁文化財第二課長

農林水産省

大臣官房環境バイオマス政策課長

農村振興局農村政策部農村計画課長

林野庁森林整備部治山課長

経済産業省

大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課長

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長

国土交通省

総合政策局環境政策課長

都市局都市安全課大臣官房参事官（宅地・盛土防災）

都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長

水管理・国土保全局砂防計画課砂防管理支援室長

環境省

大臣官房総合環境政策統括官グループ環境影響評価課長

大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域政策課長

大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素政策調整担当参事官

自然環境局総務課長

自然環境局国立公園課長

自然環境局野生生物課長